



益田市高齢者福祉 サービスガイド ちえぶくろ



高齢者の方が、住みなれた地域で、家族や近所の方々と楽しく、
いきいきと生活できるように願っています。

令和 8 年 4 月
益 田 市

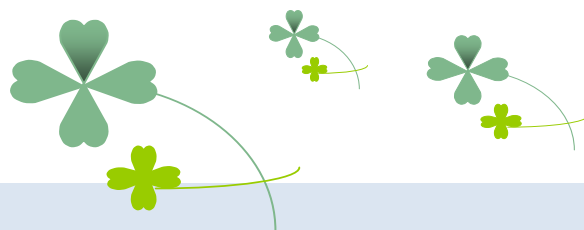


この冊子「ちえぶくろ」は益田市で行っている福祉サービスを紹介し、それらをおおいに活用していただくためのものです。

「高齢者の方、そしてお世話をする方がサービスを活用し安心して、毎日を過ごせることを願っています。」

ひとりで、悩まず、お気軽にご相談ください。

もくじ



1 介護保険サービスを利用する手順

- 申請から利用までの流れ 1
- 要介護認定の更新の手続き 3

2 介護保険のサービス

要介護認定を受けた方が利用できるサービス

- 居宅介護支援（ケアプランの作成、要介護認定1～5の方） 4
- 介護予防支援（ケアプランの作成、事業対象者・要支援認定1～2の方） 5
- 通所して利用するサービス 6
- 訪問を受けて利用するサービス 10
- 短期間施設に入所して利用するサービス 13
- 在宅に近い暮らしをする 14
- 施設に入所する 15
- 地域密着型サービス 16
- 在宅での暮らしを支える 20

3 介護保険以外のサービス

(1) 在宅で利用できる福祉サービス

- 配食サービス 22
- 認知症緊急対応訪問サービス、認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス 22
- 通所託老サービス、入所託老サービス 23
- 軽度生活援助サービス、寝具類洗濯乾燥消毒サービス、訪問理容サービス 24
- 緊急通報装置貸与サービス（安心見守りネットワーク事業） 25
- 緊急時駆けつけサービス利用支援事業 26

(2) 外出支援サービス

- ・益田市乗合タクシー、匹見福祉バス 27
- ・やまびこバス（匹見地域）、匹見福祉タクシー 28
- ・外出支援サービス（美都地域） 29

(3) その他

- ・ふれあい収集 29
- ・介護をされている方へ 30

(4) 入所施設の種類

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム 31

(5) 住居の提供

- ・生活支援ハウス、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅） 32

(6) 措置施設

- ・養護老人ホーム 32



高齢者福祉課

介護給付係 ☎ 31-0682
高齢者福祉係 ☎ 31-0235、31-0245
事業者指導係 ☎ 31-0218
FAX（共通） 24-0181
E-mail koreifukushi@city.masuda.lg.jp
Yahoo、google などのポータルサイトにて「益田市高齢者福祉課」で検索

美都・匹見地域担当部署

美都分庁舎 美都地域総務課
☎ 52-2312 FAX 52-2190
E-mail chiiki-m@city.masuda.lg.jp

匹見分庁舎 匹見地域総務課
☎ 56-0302 FAX 56-0362
E-mail chiiki-h@city.masuda.lg.jp

いつまでも 安心して 暮らし続けられる益田市に

《高齢者にとって身近な相談窓口》

益田市では、高齢の方を様々な面から支えるための相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

- 1) 益田地域：益田市東部地域包括支援センター 31-1010
(益田市医師会内)

益田市中部地域包括支援センター 32-3025
(益田駅前ビル EAGA 内)

益田市西部地域包括支援センター 22-2028
(梅寿会「ますだ」ハイツ内)
- 2) 美都地域：美都地域包括支援センター 52-3335
(益田市美都分庁舎内)
- 3) 匹見地域：匹見地域包括支援センター 56-0539
(特別養護老人ホームもみじの里内)

1 介護保険サービスを利用する手順

介護サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

●申請から利用までの流れ

申請する

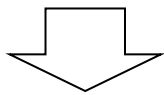
1

サービスの利用を希望する人は、市の担当窓口で「介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証



要介護認定が行われます

2

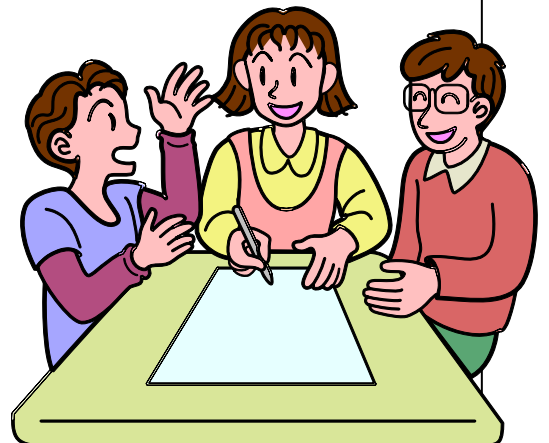
● 認定調査／医師の意見書

市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取り調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。

また本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がいない場合には市にご相談ください。

● 審査・判定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

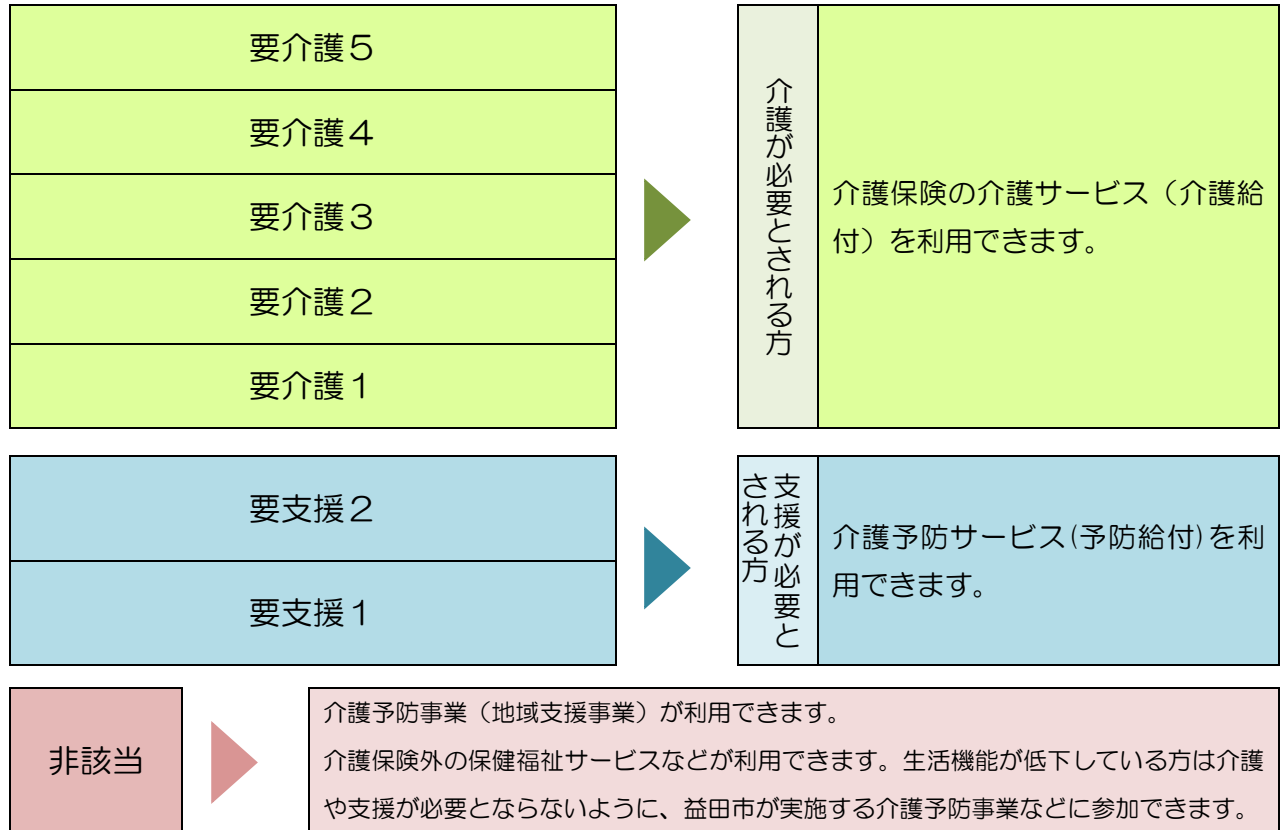


3

認定結果の通知

原則として申請から 30 日以内に、市から認定結果通知と、結果が記載された介護保険被保険者証が届きます。

要介護状態区分



ケアプランを作成します

4

要介護 1～5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらかを選択し、在宅の場合は居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。

要支援 1・2と認定された人は、地域包括支援センター等の介護支援事業所で保健師等が中心となって介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

サービス内容が決まったら、事業所や施設と利用の契約をします。

サービスを利用します

5

サービス事業所に介護保険被保険者証を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。ケアプランにもとづいたサービスの利用者負担は原則として費用の 1 割～3 割です。

●要介護認定の更新の手続き

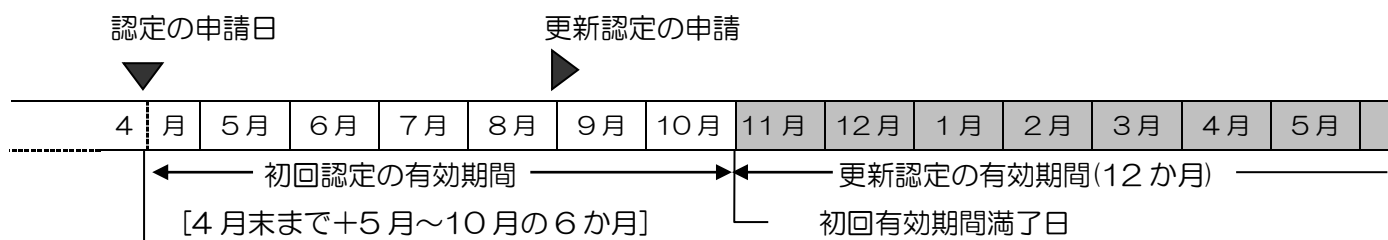
初回認定の有効期間は、原則6か月となります。

要介護認定には有効期間があります。状態に応じて3か月～48か月と異なりますが、初回認定後の有効期間は原則6か月です。

介護サービスを引き続き利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から30日前までの間に介護保険担当窓口で更新の手続きをしてください。

更新の申請をすると、あらためて調査・審査・認定が行われます。更新後の有効期間は、原則12か月となります。

図 初回認定の有効期間と更新の時期



なお、介護の必要の程度に変化があった場合には、要介護認定の変更申請をしてください。



2 介護保険のサービス



【居宅介護支援】

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定の申請の代行や、居宅サービス計画の作成、サービス事業所との連絡・調整などを行っています。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	有限会社 椋木商会 有限会社 椋木商会	〒698-0021 幸町4番63号	22-0374	22-0378
2	すてっぴ居宅介護支援事業所 特定非営利活動法人 すてっぴ	〒698-0024 駅前町17番1号	32-0700	32-0707
3	益田市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0036 須子町3番1号	22-7256	23-4177
4	居宅介護支援事業ますだハイツ 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目6番40号	22-2023	22-2024
5	デイサービスセンター 共楽苑 社会福祉法人 わかくさ福祉会	〒698-2254 桂平町107番地3	29-0080	29-0072
6	からおと苑 社会福祉法人 鎌手福祉会	〒699-3506 西平原町671番地1	31-7070	31-7071
7	益田市医師会居宅介護支援事業所 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町3721番地12	22-5635	22-6560
8	居宅介護支援事業所ひなたぼっこ 株式会社 ひょうま	〒698-0042 中吉田町508番地4	23-2670	31-4559
9	美都町居宅介護支援事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂1195番地	52-7070	52-2236
10	匹見指定居宅介護支援事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1211 匹見町匹見イ1208番地	56-0539	56-0701
11	居宅介護支援事業所いわみ ケアサポートいわみ 株式会社	〒698-0011 染羽町1番27号	25-7191	25-7192
12	益田居宅介護支援事業所 さくらんぼ 益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社さくらんぼ	〒698-0024 駅前町3番19号	23-3408	23-3408

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
13	居宅介護支援事業所 たかつ 医療法人 金島胃腸科外科	〒698-0041 高津一丁目7番2号	32-3270	32-3271
14	居宅介護支援おいでんさい 合同会社 おいでんさい	〒698-0007 昭和町24番24号	24-1630	32-0028
15	居宅介護支援事業所 すまいる 株式会社 原商	〒698-0025 あけぼの西町14番地7	23-1070	22-0959
16	居宅介護支援事業所 てのひら 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒699-3674 大草町1088番地10	32-0055	22-7349
17	ミツマル居宅介護支援事業所 合同会社ミツマル福祉事務所	〒698-0032 水分町7番13号	32-9773	32-9774
18	居宅介護支援事業所つなぐ 株式会社 shizuka	〒699-5132 横田町2019番地	090-6845-3918	25-1607

【介護予防支援】

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人の介護予防サービス計画の作成、サービス事業所との連絡・調整などを行っています。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市東部地域包括支援センター 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町1917番地2 (益田市医師会内)	31-1010	31-1021
2	益田市中部地域包括支援センター 公益社団法人 益田市医師会	〒698-0024 駅前町17番1号 (益田駅前ビルEAGA1階)	32-3025	32-3035
3	益田市西部地域包括支援センター 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目6番40号 (梅寿会「ますだ」ハイツ内)	22-2028	22-2029
4	益田市美都地域包括支援センター 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂1803番地1 (益田市美都分庁舎内)	52-3335	52-2716
5	益田市匹見地域包括支援センター 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1211 匹見町匹見イ1208番地 (特別養護老人ホームもみじの里内)	56-0539	56-0701
6	居宅介護支援事業所つなぐ 株式会社 shizuka	〒699-5132 横田町2019番地	090-6845-3918	25-1607

【通所して利用するサービス】

◆通所介護(デイサービス) ※定員19人以上

要介護1～5の人：デイサービスセンター（日帰り介護施設）などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上ための支援を日帰りで行います。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	くしろデイサービスセンター 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0001 久城町 531 番地	31-2345	31-2348
2	七尾苑 社会福祉法人 七尾福祉会	〒698-0007 昭和町 11 番 20 号	24-0264	24-0322
3	万葉苑 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目 6 番 40 号	080-8249- 6364	22-2024
4	からおと苑 社会福祉法人 鎌手福祉会	〒699-3506 西平原町 671 番地 1	31-7070	31-7071
5	デイサービスセンター もやいの家うのはな 医療法人社団 水澄み会	〒699-3676 遠田町 179 番地 2	31-7345	31-7346
6	社会福祉法人西益田福祉会 清流苑 通所介護事業所 社会福祉法人 西益田福祉会	〒699-5133 神田町イ 197 番地 6	31-5037	31-5038
7	デイサービス たかつ 医療法人 金島胃腸科外科	〒698-0041 高津一丁目 7 番 11 号	32-9889	31-1306
8	デイサービス「すみよし」 株式会社 NAT	〒698-0005 本町 3 番 19 号	23-6717	23-6718
9	デイサービス いわみ ケアサポートいわみ 株式会社	〒698-0011 染羽町 1 番 27 号	25-7164	25-7165
10	デイサービスセンターつむぎ 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0041 高津町イ 2559 番地 1	25-7300	25-7301



◆第1号通所事業（通所型サービス）

要支援1・2の人、事業対象者：日常生活上の支援を行う共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループ活動）を提供します。

※要支援の方は選択的サービスとして、利用者の目標に応じて単独、複数を組み合わせて利用します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	くしろデイサービスセンター 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0001 久城町 531 番地	31-2345	31-2348
2	七尾苑 社会福祉法人 七尾福祉会	〒698-0007 昭和町 11 番 20 号	24-0264	24-0322
3	万葉苑 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目 6 番 40 号	080-8249- 6364	22-2024
4	デイサービスセンター 中吉田・しずかさんの家 株式会社 ひょうま	〒698-0042 中吉田町 508 番地 4	31-4534	31-4559
5	デイサービスセンターひぐらし苑 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0411 波田町イ 584 番地 1	26-0044	26-0050
6	からおと苑 社会福祉法人 鎌手福祉会	〒699-3506 西平原町 671 番地 1	31-7070	31-7071
7	デイサービスセンターひれふり 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒699-3674 大草町 1088 番地 10	31-1666	22-7349
8	デイサービスセンター もやいの家うのはな 医療法人社団 水澄み会	〒699-3676 遠田町 179 番地 2	31-7345	31-7346
9	社会福祉法人西益田福祉会 清流苑 通所介護事業所 社会福祉法人 西益田福祉会	〒699-5133 神田町イ 197 番地 6	31-5037	31-5038
10	デイサービスセンター共楽苑 社会福祉法人 わかくさ福祉会	〒698-2254 桂平町 107 番地 3	29-0085	29-0072
11	益田市立美都デイサービスセンター 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂 1195 番地	52-2870	52-2236
12	匹見指定通所介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1221 匹見町澄川イ 277 番地 1	56-0398	56-0383
13	匹見指定もみじ通所介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1211 匹見町匹見イ 1208 番地	56-0397	56-0383

14	すこデイサービスとねりこ 社会福祉法人 須子福祉会	〒698-0036 須子町 27 番 16 号	23-0107	23-1748
15	デイサービス たかつ 医療法人 金島胃腸科外科	〒698-0041 高津一丁目 7 番 11 号	32-9889	31-1306
16	デイサービス「すみよし」 株式会社 NAT	〒698-0005 本町 3 番 19 号	23-6717	23-6718
17	デイサービス どんちっち またか鍼灸整骨院有限会社	〒698-0036 須子町 15 番 16 号	25-7765	25-7765
18	すこデイサービス第2とねりこ 社会福祉法人 須子福祉会	〒698-0036 須子町イ 334 番地 9	23-0107	23-1748
19	デイサービス いわみ ケアサポートいわみ 株式会社	〒698-0011 染羽町 1 番 27 号	25-7164	25-7165
20	デイサービス なごみ ワンスクリエイト株式会社	〒698-0003 乙吉町イ 322 番地 7 101 号 A	22-7530	22-7537
21	デイサービス「まほろば」 株式会社 NAT	〒698-0041 高津一丁目 36 番 7 号	25-7480	25-7481
22	益田市デイサービスセンター湖水園 社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団	〒698-0041 高津六丁目 18 番 25 号	23-7622	24-0966
23	デイサービスセンターおりがみ 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0041 高津町イ 2559 番地 7	32-9590	32-9591
24	えびす NPO 法人 益田自立支援センター	〒699-3763 戸田町イ 979 番 5	28-0022	28-0022
25	デイサービスらくまち ワンスクリエイト株式会社	〒698-0041 高津七丁目 21 番 12 号 ゆめタウン益田 2 階	22-5030	32-3166

◆通所型サービス・活動 B（住民主体による支援）

要支援 1・2 の人、事業対象者：住民ボランティアが主体となって、定期的な利用が可能な「通いの場」といった介護予防サービスを提供します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	種地区高齢者子ども支援部会 生活輸送委員会	〒699-3503 下種町 1179 番地 1	27-1008	27-1008

◆通所型サービス・活動C（短期集中予防サービス）

要支援1・2の人、事業対象者：生活機能を改善するための運動器機能・認知機能向上等のプログラムを、短期集中で提供します。（概ね3カ月間）

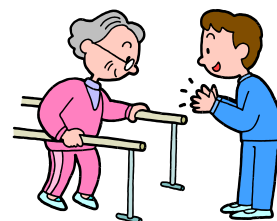
	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	太陽フィットネスクラブ石見 株式会社 太陽コミュニケーションズ	〒698-0024 駅前町 37 番 13 号	23-5581	23-5561
2	あすトレ益田	〒698-0003 乙吉町イ 332 番地 19	090-3633-8203	—

◆通所リハビリテーション(デイケア)

要介護1～5の人：老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

要支援1・2の人：老人保健施設や医療機関などで共通的服务として日常生活上の支援やリハビリを行うほかその人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	あすか デイケアセンター 医療法人 あすか	〒698-0003 乙吉町口 33 番地	23-3331	23-3347
2	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町 1956 番地 8	22-1150	22-1237
3	通所リハビリたかつ 医療法人 金島胃腸科外科	〒698-0041 高津一丁目 9 番 4 号	32-3388	32-9030



【訪問を受けて利用するサービス】

◆訪問介護(ホームヘルプ)、

◆第 1 号訪問事業 (訪問型サービス)

要介護1～5の人：ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの生活援助や、身体介護をします。

要支援1・2の人、事業対象者：利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。

○主なサービス内容

身体介護の例 ●食事・入浴介助 ●オムツの交換・排泄の介助 ●衣類着脱の介助

●洗髪・身体の清拭 など

生活援助の例 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●掃除や整理整頓

●生活必需品の買い物 ●薬の受け取り など

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0036 須子町3番1号	22-7256	23-4177
2	ホームヘルプセンターますだハイツ 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目6番40号	22-2023	22-2024
3	社会福祉法人西益田福祉会 清流苑 訪問介護事業所 社会福祉法人 西益田福祉会	〒699-5133 神田町イ197番地6	25-1666	31-5038
4	ヘルパーステーションにじヶ丘 社会福祉法人 いわうみ会	〒698-0003 乙吉町イ758番地4	32-0610	22-8690
5	美都町ホームヘルパーステーション 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂1871番地9	52-3203	52-3201
6	匹見指定訪問介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1121 匹見町匹見イ1208番地	56-7031	56-7031
7	あすかヘルパーステーション 医療法人 あすか	〒698-0043 中島町イ1454番地1	25-7780	31-4520
8	益田ヘルパーステーション さくらんぼ 益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	〒698-0024 駅前町3番19号	23-3408	23-3408
9	ヘルパーステーションいわみ ケアサポートいわみ 株式会社	〒698-0011 染羽町1番27号	25-7190	25-7192
10	むすび 合同会社RUTSUBO	〒698-0006 三宅町2番32号	25-7740	25-7741

◆訪問型サービス・活動C（短期集中予防サービス）

要支援1・2の人、事業対象者：保健・医療専門職が居宅を訪問し、生活機能を改善するための運動器機能・認知機能向上等のプログラムを、短期集中で提供します。（概ね3カ月間）

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田地域医療センター 医師会病院 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町 1917 番地 2	22-3611	22-0407

◆訪問型サービス・活動D（移送支援）

要支援1・2の人、事業対象者：通所型サービスへの送迎や、通院の場合の送迎前後の付き添い支援を行います。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	種地区高齢者子ども支援部会 生活輸送委員会	〒699-3503 下種町 1179 番地 1	27-1008	27-1008
2	NPO 法人益田自立支援センター	〒699-3763 戸田町イ 170 番 1	28-0022	28-0022
3	一般社団法人 安田地域づくり協議会	〒699-3676 遠田町 384 番地 2	27-0001	27-0001
4	北仙道移動支援団体	〒699-3674 大草町 665 番地 1	090-2790- 1405	27-0001

◆訪問入浴介護

要介護1～5の人：看護師等が家庭を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

要支援1・2の人：家庭に浴室がない場合や、感染症などの理由でその他の施設での入浴が困難な場合などに限定して訪問による入浴介護が提供されます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0036 須子町 3 番 1 号	22-7256	23-4177

◆訪問リハビリテーション

要介護1～5の人：居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や、作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

要支援1・2の人：居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリを行います。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	医療法人 あすか 医療法人 あすか	〒698-0003 乙吉町口33番地	23-3320	23-3824
2	益田地域医療センター 医師会病院 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町1917番地2	31-1099	22-6560
3	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町1956番地8	22-1150	22-1237
4	医療法人 石見クリニック 医療法人 石見クリニック	〒698-0024 駅前町7番1号	23-2370	23-2371

◆訪問看護

要介護1～5の人：疾患などを抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

要支援1・2の人：疾患などを抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

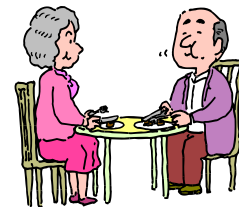
	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市医師会訪問看護ステーション 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町3721番地12	22-8540	22-6560
2	メディカル乙吉 訪問看護ステーション 合同会社 メディカル乙吉	〒698-0003 乙吉町イ695番地1	22-6308	22-6308
3	訪問ステーション 秋桜 株式会社 shizuka	〒699-5132 横田町2019番地	25-1605	25-1607
4	合同会社訪問看護ステーション 花 hana 合同会社訪問看護ステーション 花 hana	〒699-5132 横田町285番地8	31-5150	31-5160
5	訪問看護 ハレルヤ 株式会社ソウケン	〒698-0003 乙吉町イ334番地2	32-3011	32-3012
6	訪問看護ステーション らく 合同会社 楽	〒698-0041 高津町口437番地54	32-3450	32-3451

【短期間施設に入所して利用するサービス】

◆短期入所生活介護(ショートステイ)

要介護1～5の人：福祉施設に短期間（1～2週間）入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排泄等）などが受けられます。

要支援1・2の人：福祉施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援などが受けられます。



	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	くしろ宝寿苑 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0001 久城町 531 番地	31-2345	31-2348
2	特別養護老人ホーム 雪舟園 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	〒698-0045 かもしま北町 7 番地 3	22-5200	22-5307
3	短期入所施設ますだハイツ 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目 6 番 40 号	22-8588	22-5070
4	益田市立特別養護老人ホーム美寿苑 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂 1871 番地 9	52-3200	52-3201
5	匹見指定短期入所生活介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1211 匹見町匹見イ 1208 番地	56-7030	56-7033
6	ショートステイ たかつ 医療法人 金島胃腸科外科	〒698-0041 高津一丁目 7 番 11 号	31-1322	31-1306
7	介護複合施設 まとい 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0041 高津町イ 2559 番地 1	25-7350	25-7352

◆短期入所療養介護

要介護1～5の人：老人保健施設や医療施設に短期間（1～2週間）入所して医療上のケアを含む日常生活の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

要支援1・2の人：老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町 1956 番地 8	22-1150	22-1237
2	益田市医師会介護医療院 ふたば 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町 1917 番地 2	22-3611	22-0407

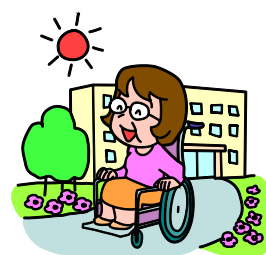
【在宅に近い暮らしをする】

◆特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人：有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

要支援1・2の人：有料老人ホームなどに入居している高齢者に介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	あじさい本館 特定非営利活動法人 あじさい	〒698-0021 幸町3番5号	32-3030	32-0070
2	特定施設入居者生活介護 あじさい1号館 特定非営利活動法人 あじさい	〒699-3671 津田町1149番地6	31-7051	31-7052
3	清月の里 特定施設入居者生活介護事業所 社会福祉法人 希望の里福祉会	〒699-5132 横田町1751番地5	25-2408	25-2413
4	益田市立老人ホーム春日荘 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂1871番地2	52-2338	52-2370
5	特定ケアハウス たかつ 医療法人 金島胃腸科外科	〒698-0041 高津一丁目7番11号	31-1322	31-1306
6	軽費老人ホームコーポ「ますだ」 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目27番7号	23-1660	23-3505



【施設に入所する】

◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※要介護 3～5の人が利用できます。(特例の方は要介護 1・2でも利用可能)
寝たきりや認知症で、日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や、療養上の世話が受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	特別養護老人ホーム くしろ宝寿苑 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0001 久城町 531 番地	31-2345	31-2348
2	特別養護老人ホーム 雪舟園 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	〒698-0045 かもしま北町 7 番地 3	22-5200	22-5307
3	特別養護老人ホーム「ますだ」ハイツ 社会福祉法人 梅寿会	〒698-0041 高津四丁目 6 番 40 号	22-8588	22-5070
4	益田市立特別養護老人ホーム 美寿苑 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂 1871 番地 9	52-3200	52-3201
5	益田市立特別養護老人ホーム もみじの里 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1211 匹見町匹見イ 1208 番地	56-7030	56-7033

◆介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町 1956 番地 8	22-1150	22-1237

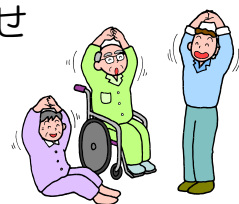
◆介護医療院

長期療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、日常生活上の介護が一体的に受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	益田市医師会介護医療院 ふたば 公益社団法人 益田市医師会	〒699-3676 遠田町 1917 番地 2	22-3611	22-0407

【地域密着型サービス】 ※原則として他市町村のサービスは利用できません。

高齢者が住み慣れた地域での生活を続けるためには、身近な日常生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。益田市の現状に合わせて整備する『地域密着型サービス』があります。



◆地域密着型通所介護（デイサービス） ※定員18人以下

要介護1～5：デイサービスセンター（日帰り介護施設）などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上ための支援を日帰りで行います。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	デイサービスセンター共楽苑 社会福祉法人 わかくさ福祉会	〒698-2254 桂平町 107 番地 3	29-0085	29-0072
2	匹見指定通所介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1221 匹見町澄川イ 277 番地 1	56-0398	56-0383
3	デイサービスセンター 中吉田・しずかさんの家 株式会社 ひょうま	〒698-0042 中吉田町 508 番地 4	31-4534	31-4559
4	匹見指定もみじ通所介護事業所 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-1211 匹見町匹見イ 1208 番地	56-0397	56-0383
5	すこデイサービスとねりこ 社会福祉法人 須子福祉会	〒698-0036 須子町 27 番 16 号	23-0107	23-1748
6	デイサービス どんちっち またか鍼灸整骨院有限会社	〒698-0036 須子町 15 番 16 号	25-7765	25-7765
7	すこデイサービス第2とねりこ 社会福祉法人 須子福祉会	〒698-0036 須子町イ 334 番地 9	23-0107	23-1748
8	茶話本舗花のある家中吉田邸 株式会社 サンフラワーズ	〒698-0042 中吉田町 953 番地 3	25-7327	25-7328
9	デイサービスセンターひぐらし苑 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0411 波田町イ 584 番地 1	26-0044	26-0050
10	デイサービス なごみ ワンスクリエイト株式会社	〒698-0003 乙吉町イ 322 番地 7	22-7530	22-7537
11	益田市デイサービスセンター 湖水園 社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団	〒698-0041 高津六丁目 18 番 25 号	23-7622	24-0966
12	デイサービス「まほろば」 株式会社 NAT	〒698-0041 高津一丁目 36 番 7 号	25-7480	25-7481
13	益田市立美都デイサービスセンター 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	〒698-0203 美都町都茂 1195 番地	52-2870	52-2236

14	デイサービスセンターおりがみ 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0041 高津町イ 2559 番地 7	32-9590	32-9591
15	えびす NPO 法人 益田自立支援センター	〒699-3763 戸田町イ 979 番 5	28-0022	28-0022
16	デイサービスセンターひれふり 社会福祉法人暁ほほえみ福祉会	〒699-3674 大草町 1088 番地 10	31-1666	22-7349

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※要介護 3～5 の人が利用できます。（特例の方は要介護 1・2 でも利用可能）

定員が 30 人未満の小規模な特別養護老人ホームに入所する利用者が、食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や、療養上の世話が受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	特別養護老人ホーム 本郷園 社会福祉法人 芳清会	〒698-0002 下本郷町 440 番地	25-7100	25-7105
2	介護複合施設 まとい 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0041 高津町イ 2559 番地 1	25-7350	25-7352

◆地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護 1～5 の人：定員が 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	あすかケアホーム 医療法人 あすか	〒698-0043 中島町イ 1454 番地 1	25-7777	31-4520

◆看護小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5 の人：小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のサービスを受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	輝ららのさんぼ道 看護小規模多機能ホーム 有限会社 高村	〒699-3676 遠田町 2291 番地	24-1221	24-1222

◆小規模多機能型居宅介護：要介護1～5

(介護予防小規模多機能型居宅介護：要支援1・2の人)

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	小規模多機能ホーム ホリデイ・市原 合同会社 GrandLife	〒698-2142 市原町イ 434 番地 1	31-4455	31-4460
2	小規模多機能ホームにじヶ丘 社会福祉法人 いわうみ会	〒698-0003 乙吉町イ 758 番地 4	32-0620	22-8690
3	小規模多機能ホーム「すみよし」 株式会社 NAT	〒698-0005 本町 3 番 19 号	23-6717	23-6718
4	小規模多機能ホームあんず 益美コンサルタント株式会社	〒698-0212 美都町仙道 681 番地 9	52-2340	52-2340
5	小規模多機能ホーム「まほろば」 株式会社 NAT	〒698-0041 高津一丁目 36 番 7 号	25-7480	25-7481

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護：要介護1～5

日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護ステーションつむぎ 社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会	〒698-0041 高津町イ 2559 番地 1	25-7300	25-7301

◆認知症対応型共同生活介護：要介護1～5

(介護予防認知症対応型共同生活介護：要支援2の人)

※要支援1の人は利用できません。

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	グループホーム ひなたぼっこ・えびすヶ丘 株式会社 ひょうま	〒698-0002 下本郷町 705 番地 29	31-1250	31-1248
2	グループホーム あじさい 特定非営利活動法人 あじさい	〒698-0021 幸町 2 番 37 号	31-0206	31-0178
3	グループホーム ひなたぼっこ 特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	〒698-0041 高津四丁目 11 番 16 号	高津1 23-7777 高津2 32-0121	23-5557
4	グループホーム もやいの家うのはな 医療法人社団 水澄み会	〒699-3676 遠田町 179 番地 2	31-7355	31-7346
5	グループホームこもれびの郷 社会福祉法人 こもれび福祉会	〒699-5132 横田町 710 番地	25-2515	31-5202
6	グループホーム ひなたぼっこ・向横田 株式会社 ひょうま	〒699-5134 向横田町イ 805 番地 1	25-1722	25-1723
7	グループホーム ひなたぼっこ・美都 株式会社 ひょうま	〒698-0204 美都町山本イ 2 番地 3	1階 52-7081 2階 52-7355	52-7082
8	益美コンサルタント株式会社：介護 事業部 グループホーム あんず 益美コンサルタント 株式会社	〒698-0212 美都町仙道 681 番地 2	52-7171	52-7171
9	グループホーム 悠心彩・中西 合同会社 GrandLife	〒698-2142 市原町イ 434 番地 1	31-4455	31-4460
10	すいせんの郷 株式会社 芳清	〒699-3506 西平原町 534 番地 6	27-0610	27-0628
11	グループホーム さくら 社会医療法人 正光会	〒698-0041 高津四丁目 26 番 29 号	25-7811	22-8766
12	輝ららのさんぼ道 グループホーム 有限会社 高村	〒699-3676 遠田町 2291 番地	24-1221	24-1222
13	グループホームさくら 2号館 社会医療法人 正光会	〒698-0041 高津四丁目 26 番 29 号	25-7811	22-8766

【在宅での暮らしを支える】

◆福祉用具貸与

要介護1～5の人：日常生活の自立を助けるための、福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

要支援1・2の人：福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与します。

サービス費用のめやす ※利用者負担は費用の原則1割～3割になります。

※利用できる上限内で、実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

<要支援1・2、要介護1～5までの全ての人利用できるもの>

- ①手すり（工事をとみなわないもの）②スロープ（工事をとみなわないもの）③歩行器
④歩行補助つえ

<原則として要介護2～5の人のみ利用できるもの>

（原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。）

- ①車いす②車いす付属品（電動補助装置など）③特殊寝台④特殊寝台付属品（サイドレール・マットレスなど）⑤床ずれ防止用具（エアーマットなど）⑥体位変換器（起き上がり補助装置含む）⑦認知症老人徘徊感知機器（離床センサー含む）⑧移動用リフト（つり具除く）立ち上がり椅子、入浴用リフト、段差解消機階段移動用リフトなども該当します。

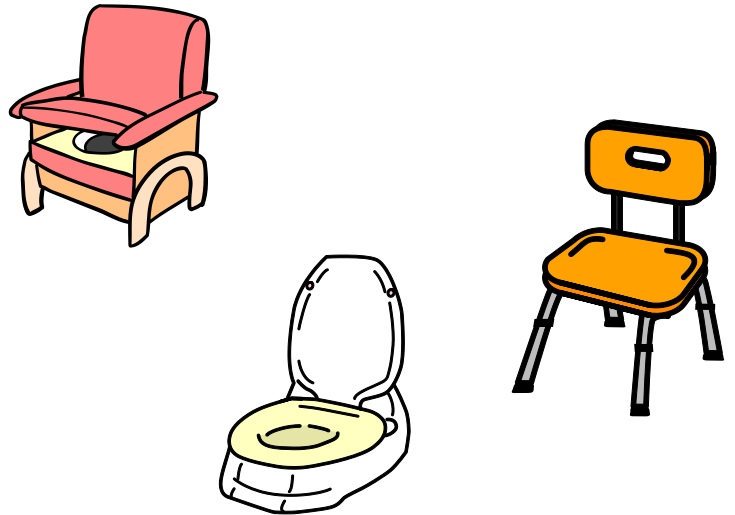
	事業所・施設の名称 法人名称	郵便番号 所在地	TEL	FAX
1	有限会社 椋木商会 有限会社 椋木商会	〒698-0021 幸町4番63号	22-0374	22-0378
2	(株)ハーツ ハートケア事業部 株式会社 ハーツ	〒698-0046 かもしま東町4番地15	32-3083	32-3084
3	ダスキンヘルスレント 島根西ステーション 株式会社 ひょうま	〒698-2142 市原町イ597番地2	32-0080	32-0081
4	株式会社 三浦溶材 株式会社 三浦溶材	〒698-0041 高津五丁目27番11号	22-7191	23-6990
5	益田福祉用具事業所 さくらんぼ 益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	〒698-0024 駅前町3番19号	23-3408	23-3408
6	株式会社原商 益田事業所 株式会社 原商	〒698-0025 あけぼの西町14番地7	24-1773	22-0959

◆特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

要介護1～5の人、要支援1・2の人：入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、年間10万円を限度として福祉用具購入費を原則7割～9割分支給します。

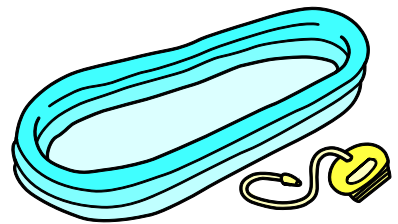
※申請が必要です。

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具



【貸与と販売の選択制の対象となる福祉用具】

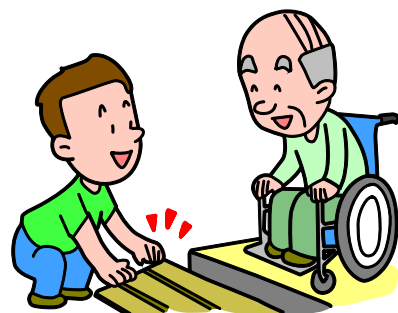
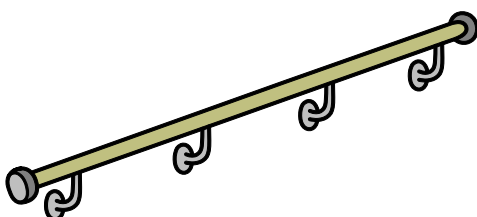
- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖



◆住宅改修費支給

要介護1～5の人、要支援1・2の人：手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に原則7割～9割分費用を支給します。

※事前の申請が必要になります。事後では支給されません。



3 介護保険以外のサービス

益田市では介護保険サービス以外に下記のような福祉サービスがあります。ご利用を希望される方は市役所または地域包括支援センターへご相談ください。

(1) 在宅で利用できる福祉サービス

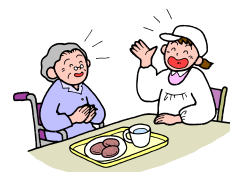
配食サービス

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、自分で調理が困難・食生活の改善が必要な方で、かつ安否確認が必要な方が対象になります。その方の身体・生活状況に適したケアプランを作成します。配達時に安否確認を行います。

※原則として1日1食。

利用料金：1食 480円（おかずのみの場合1食 430円）

介護認定のある方もない方も、利用できます。



認知症緊急対応訪問サービス

65歳以上の介護保険の利用者で、家族での対応が困難な認知症状が発症したとき、日ごろから顔なじみの福祉施設職員が訪問し、対応するサービスです。

※事前に登録が必要。利用料金：1回 419円

認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

65歳以上の介護保険の利用者で、認知症高齢者を介護している家族が、急に介護できないときに、家族に代わって見守りを行います。

※利用料金：1時間 126円

通所託老サービス

65歳以上の介護保険の利用者で、通所介護の利用枠を超えた場合、必要に応じて通所サービスを利用することができます。

(市民税非課税世帯の方が利用できます)

※利用料金：1回	要介護1	2,370円 + 食事代
	要介護2	2,790円 + 食事代
	要介護3	3,210円 + 食事代
	要介護4	3,630円 + 食事代
	要介護5	4,050円 + 食事代

入所託老サービス

65歳以上の介護保険の利用者は、短期入所の利用枠を超えた場合、必要に応じて短期入所施設への入所ができます。

(市民税非課税世帯の方が利用できます)

※ただし、介護保険認定のない方で市長が特に必要と認められた方は、介護者が病気、冠婚葬祭、介護疲れなどで、介護ができない時には数日間、短期入所施設への入所ができます。

※利用料金：1人/日	要支援1	1,350円 + 食事代・居住費
	要支援2	1,680円 + 食事代・居住費
	要介護1	1,800円 + 食事代・居住費
	要介護2	2,010円 + 食事代・居住費
	要介護3	2,230円 + 食事代・居住費
	要介護4	2,440円 + 食事代・居住費
	要介護5	2,650円 + 食事代・居住費

軽度生活援助サービス

除草や家屋の軽微な修繕等の軽易な日常生活の援助を行うサービスです。

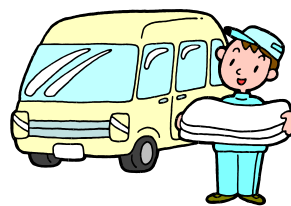
※作業内容は本人の日常生活動線上の簡単な作業に限ります。

年間4回以内、1回あたり4時間を限度とする。

※ 利用料金：1時間 155円

以下の条件のすべてに該当する方

- 65歳以上
- 要支援以上の認定あり
- 世帯の全員が市民税非課税



寝具類洗濯乾燥消毒サービス

65歳以上の高齢者の独居世帯又は高齢者世帯の身体虚弱、寝たきり又は障がい等により寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の洗濯・乾燥・消毒を行うサービスです。(市民税非課税世帯の方が利用できます)

※年2回を限度とする。(利用者は市民税非課税世帯の方)

利用料金：1枚あたり 50円 ~ 500円

(寝具の種類によって異なる)

訪問理容サービス

65歳以上のひとり暮らしや、高齢者で寝たきり、もしくは認知症等があるため外出が困難な方に対して、在宅で理容サービスを行います。

※1月あたり1回を限度とする。

利用料金：理容代金を実費負担



緊急通報装置貸与サービス（安心見守りネットワーク事業）

日常生活において不安があり常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に緊急通報装置を貸与し、日常生活を安心して暮らしていただけるよう、支援するための事業です。

急病などの緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながり、必要に応じて救急車の要請や、協力員への連絡などの対応を行います。

緊急時以外にも、月に1回コールセンターから利用者へ安否確認を行います。また、コールセンターに日常生活の相談などもできます。

※対象者：次の5つの要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有すること。
- ②日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。
- ③65歳以上であること。
- ④同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。
- ⑤同一世帯に属するものについて、市税等の滞納がないこと。

利用料金：月200円の利用料がかかります。

設置及び管理にかかる費用は無料です。

緊急通報装置の利用にあたって、原則、固定電話の回線が必要です。（固定電話がない場合には、充電式の携帯型端末のレンタルが可能です。）

申し込み：お住まいの地区の民生委員、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーを通じての申請となります。

※緊急時駆けつけサービス利用支援事業との併用はできません。



緊急時駆けつけサービス利用支援事業

日常生活において不安があり常に見守りを必要とする高齢者に対して、民間の警備会社が提供する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用を一部助成する事業です。

※対象者：次の5つの要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有すること。
- ②日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。
- ③65歳以上であること。
- ④同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。
- ⑤同一世帯に属するものについて、市税等の滞納がないこと。

助成内容：民間警備会社が提供する駆けつけサービスの装置導入費用

※助成対象は市と協定を結んでいる警備会社に限りです。

※申請前にすでに導入されているものは助成対象外となります。

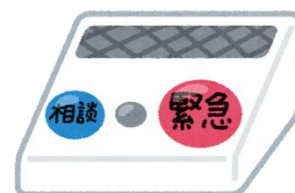
※警備会社によっては、お住まいの地域を対応できない場合があります。

助成金額：上限20,000円（千円未満切り捨て）

※月額料金等は自己負担となります。

申し込み：市へ申請書と警備会社の発行する見積書を提出してください。

※安心見守りネットワーク事業との併用はできません。



高齢者補聴器購入費助成事業

聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、円滑なコミュニケーションが維持できるよう、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者：次の4つの要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有する65歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ③両耳聴力レベルの平均が40dB以上70dB未満の方
医師の意見書が必要になります
- ④市町村民税が非課税の方

助成金額：上限 25,000円

助成内容：補聴器本体（イヤーマールド含む）

※1人1回（1台）限り

※購入費用が25,000円以上のものが対象

※修理費等および交付決定前に購入したものは対象外

申し込み：市へ申請書を提出してください。

認知症見守り GPS 機器購入費等助成事業

認知症の方が安心して出かけることができ、また認知症の方を介護しているご家族の精神的負担の軽減が図れるよう、GPS 機器の購入またはレンタル費用の一部を助成します。

対象者：次の3つの要件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有する 40 歳以上の方で、認知症または認知症の疑いがある方
- ② 施設等へ入所しておらず、在宅で生活している方
- ③ 機器の充電等、ご家族の協力が得られる方

助成内容：GPS 機器および付属品の購入費用またはレンタル費用に係る初期費用

※助成対象者 1 人につき 1 回限り

※駆けつけ対応を行なっている業者が扱っているGPS 機器の購入またはレンタルが対象

※交付決定前に購入またはレンタルしたものは対象外

助成金額：上限 10,000 円

申し込み：市へ申請書と業者が発行する見積書を提出してください。

(2) 外出支援サービス

益田市乗合タクシー（益田地域）

公共交通機関のない地域と最寄りの公共交通機関とを結ぶルートで運行しています。

乗合タクシーは 23 路線あります。



市公式 HP



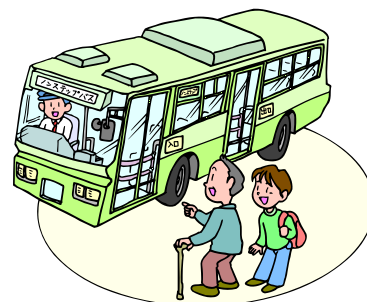
市公式 LINE

登録後
メニューから
益田の魅力へ

（問合せ先：交通対策課 31-1050）

乗合タクシー（17路線）

1	松原・河成・虫追線	13	丸茂線
2	梅月・左ヶ山・多田線	14	大神楽・葛籠線
3	栃山・岩倉線	15	真砂線
4	喜阿弥・南田線	16	羽原・中垣内線
5	滑線	17	二条・後溢線
6	千振・種線	18	二条地区内線
7	有田・河内線	19	山折・乙子線
8	山折・津田線	20	金山・宇治・津田線
9	桂ヶ平・黒周線	21	匹見線
10	三谷・久原線	22	種線
11	笹倉・朝倉線	23	美都線
12	生角・蛇ノ久保線		



匹見福祉バス（匹見地域）

道川地区の住民を対象に、匹見スクールバスを利用し、道川診療所が開設される週2回運行しています。

※利用料金：全額個人負担

（問合せ先：匹見地域総務課 56-0300）

やまびこバス（匹見地域）

地域住民の利便性の向上と運行の効率化を図るため、予約制の匹見地域市営バスを運行しています。

※事前予約が必要。

利用料金：全額個人負担（路線により異なる）

（問合せ先：匹見地域総務課 56-0300）

匹見福祉タクシー（匹見地域）

匹見地域内で通院や買い物等のためタクシーを利用する高齢者、重度身体障がい者等に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー代金の助成をします。（年間48枚）

対象区間：匹見分庁舎、匹見下公民館又は道川公民館を起点として、住所地の属する集落までの間とする。

利用料金：集落により負担額は異なる

（問合せ先：匹見地域総務課 56-0302）

外出支援サービス（美都地域）

移送用車両（リフト付き及びストレッチャー装着車両）により、寝たきり又は車いすを利用している高齢者、障がい者等が在宅サービス又は病院に出かける場合において、目的地までの送迎を行います。

※利用料金：美都地域内 1回 500円

地域外 1キロあたり20円を乗じた金額

（問合せ先：美都地域総務課 52-2312）



（3）その他

ふれあい収集

ごみを収集ステーションへ出すことが困難な世帯を対象に、戸別回収を行います。収集の際に声かけ等により世帯員の安否確認を行います。

対象世帯：要支援者、要介護者等で構成される世帯であること。親族、ボランティア及び近隣住民等からの支援が困難であること。

利用料金：無 料

申し込み：介護支援専門員、民生委員等の意見を付した申請に基づき担当職員がご自宅に伺い面談調査や相談をします。

（問合せ先：環境衛生課 31-0232）

介護をされている方へ

はつらつ介護者ふれあい支援

要介護者と暮らす家族の精神的なリフレッシュを図るよう、家族間の交流を図り、健康相談や介護相談・介護技術指導も行うサービスです。

利用料金：食事代等 実費負担

実施団体：各デイサービスセンター、美都町介護者の会、匹見町介護者の会
連絡先：各実施団体へ

在宅で介護している方・認知症の方を介護している方

思いを語り、交流してみませんか

認知症の人と暮らす家族支援

認知症の人を支える家族の会☆ぽらりす

認知症の方を介護し、同じ思いをしている家族同士が「思いを語り」時には「励ましあい」「助け合う」ことが大きな力となり、日々の介護への勇気&元気を起こさせてくれます。

連絡先：事務局 特定非営利活動法人 すてっぴん ☎32-0700

認知症の人と家族の会 益田地区

認知症や認知症の介護についてお困りの方、お悩みの方、ご相談ください。

連絡先：認知症の人と家族の会 益田地区 代表 小原 ☎52-2552

(4) 入所施設の種類

有料老人ホーム

種類は介護型と住宅型の2種類あり、介護型については要介護認定を受けられた方のみが対象となります。

No.	施設名	所在地	TEL	入所定員
1	あじさい本館	益田市幸町3番5号	32-3030	28
2	あじさい1号館	益田市津田町1149番地6	31-7051	20

※あじさい本館、あじさい1号館が介護型になります。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者のみ対象とする住宅で、安否確認や生活相談サービスが提供されます。食事の提供や介護、健康管理などの日常生活の支援は事業所ごとに異なります。

No.	施設名	所在地	TEL	住宅戸数
1	あすかシルバーホーム	益田市中島町イ1454番地1	25-7777	35
2	サービス付き高齢者向け住宅いわみ	益田市染羽町1番27号	25-7190	29
3	介護複合施設つむぎ	益田市高津町イ2559番地1	25-7300	46
4	サービス付き高齢者住宅あんず	益田市美都町仙道680番地1	52-7171	9

※食事の提供あり(No.1~4)、日常生活支援あり(No.2~4)

軽費老人ホーム(ケアハウス)

日常生活が概ね自立している方を対象とし、必要時には介護保険サービスをはじめとする福祉サービスを利用しながら生活できる施設です。

No.	施設名	所在地	TEL	入所定員
1	コーポ「ますだ」	益田市高津四丁目27番7号	23-1660	50
2	ねむの家	益田市高津六丁目18番25号	23-7612	30
3	あすかケアホーム	益田市中島町イ1454番地1	25-7777	20
4	特定ケアハウスたかつ	益田市高津一丁目7番11号	31-1322	50

(5) 住居の提供

生活支援ハウス

原則60歳以上でひとり暮らし、または夫婦のみの世帯で在宅生活に不安のある方が、介護支援・居住・地域交流の機能を持つ施設でサービスを受けながら、安心して健康で明るい生活ができるよう支援する施設です。

No.	施設名	所在地	入所定員
1	七尾苑	益田市昭和町11番20号	10
2	ふれあいの園	益田市匹見町澄川イ277番地1	12

(問合せ先：七尾苑→高齢者福祉課 31-0235)

ふれあいの園→匹見地域総務課 56-0302)

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

高齢者が自立して安心かつ快適な生活が送れるよう、住宅部門・福祉部門の連携のもとに、住宅環境（バリアフリー化）・生活支援（生活援助員による安否確認等）の両面にわたり配慮された公的賃貸住宅です。

No.	名称	所在地	住宅戸数
1	益田市営須子住宅（1階部分）	益田市須子町	36
2	島根県営住宅 益田市久城団地	益田市久城町	8

(問合せ先：県住宅供給公社 益田管理事務所 31-1530)

(6) 措置施設

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市の措置によって入所する施設です。

申込み後、本人及び扶養義務者の経済状況、住居の状況、心身の状態、健康診断結果などをもとに、「入所判定委員会」で入所の適否が審査されます。

No.	施設名	所在地	TEL	入所定員
1	清月の里	益田市横田町1751番地5	25-2408	80
2	春日荘	益田市美都町都茂1871番地2	52-2338	50

(問合せ先：高齢者福祉課 31-0235)

地域包括支援ネットワーク

～介護を社会で支えあっています～

